

令和5年度（7月1日付）任用 コミュニティ施設職員（会計年度任用職員）の募集について（募集要項）〈花園福祉センター〉

■受付期間	随時受付 受付時間：午前9時から午後5時30分（土・日・祝を除きます） ※状況により申込を締切る場合があります。
■募集区分 募集人員	1区分 1人
■申込方法	お電話等で帯広市市民活動課（市庁舎3階、電話65-4130）に事前申し込みのうえ、指定された面接日に市販のA4サイズの履歴書及び作文を持参ください。 【作文のテーマ】「コミュニティ施設職員として働く上で大切にしたいこと」と題して、職務経歴・知識・経験等の自己PRを織り交ぜた400字程度。 ～履歴書に関する注意事項～ ① 履歴書の上部余白（右側）に希望区分No.を表から選択して、必ず記入してください。 ② 志望動機記入欄のある履歴書を使用し、「志望動機」を必ず記入してください。 ③ 提出いただいた履歴書及び作文は返却しません。
■面接試験日	事前申し込み時に相談のうえ、面接日を指定する。（面接時間は、1人あたり15分程度）
■面接会場	帯広市役所3階 市民活動課（帯広市西5条南7丁目1）
■任用期間	令和5年7月1日から令和6年3月31日まで ただし、業務が継続し勤務状況等が良好であれば、翌年度1年間再度任用されます。 なお、下表の再度任用上限回数「4回」とあるのは、最長で通算5年度の勤務を上限とするものです。 現在、住込み管理を廃止して、新たな管理運営手法に移行する方向で検討しており、住込みという勤務形態が変更となる可能性があります。
■再度任用上限年齢	なし。
■応募資格	①各職の「必要資格等」を満たしている方。 ②地方公務員法第16条に該当しない方（以下、地方公務員法第16条抜粋）※該当する方は申し込みできません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・帯広市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

区分 No.	職種・勤務場所	再度任用 上限回数	募集 人員	勤務時間	時間外 勤務	加入保険	主な業務内容	必要資格等
1	○施設管理人 住込み ・花園福祉センター (公園東町3丁目8-8)	4回	1人	午前9時から午後10時 までの週21時間の割 振勤務 ※休館日(木曜)を除く	あり (月1時間 程度)	雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> ・各室の使用許可申請の受付、許可書の交付及び管理事務 ・施設内外の巡視 ・施設内外の清掃、草刈及び除雪作業 ・暖房業務(機器操作等) ・備品の貸付、使用方法の指導及び管理事務 ・来館者への案内及び安全確保など 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内外の清掃や草刈、除雪などの作業が行えること ※住込みでの勤務が条件 ※家賃無料(2DK、家族の同居可、ペット不可)、管理人の上下水道料金と電気料は市が負担

■報酬について

今後、報酬額については変更となる可能性があります。

【期末手当の支給率】

6月期	12月期	年計
0.3825月	1.275月	1.6575月

【通勤費用】勤務日数及び通勤距離（片道2km未満は支給なし）・手段に応じて支給します。

【期末手当】要件を満たした場合、基準に従い、6月、12月に在職期間に応じて支給します。

区分 No.	職種	勤務場所	報酬 区分	日額報酬		月額報酬	通勤費用	期末手当
				下限額	上限額			
1	施設管理人	花園福祉センター	月額	—		80,100円	支給なし	支給あり

■服務について

会計年度任用職員は、地方公務員法の服務規定が適用となり、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念」しなければなりません（地方公務員法第30条）。服務上の規定とは服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（※）です。また、交通法規違反はもとより、職務専念義務違反等全体の奉仕者としてふさわしくない行為に対しては、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分の対象となります。

※パートタイム会計年度任用職員（週38時間45分より短い勤務時間の職員）は、原則兼業を行うことができます。ただし、以下の場合には兼業が認められませんので留意してください。

- ・兼業先に勤務時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合
- ・兼業先との間に特別な利害関係またはその発生の恐れがあり、職務の公正さを欠く業務に従事する場合
- ・兼業することが、公務員としての信用を傷つけ、または不名誉となる恐れがある場合